

一般社団法人経営情報学会役員予定者選挙の告示

「経営情報学会 役員予定者選挙規程」により、次の要領で役員予定者選挙を行うことを告示する。

1. 役員予定者定数は、会長予定者1名、副会長予定者2名、会長予定者及び副会長予定者を除く理事予定者21名、監事予定者2名である。定数は、定款第24条及び役員予定者選挙規程第9条に基づくものである。なお、役員任期は、2017年度定時社員総会の終結時から2019年度定時社員総会の終結時までである。
2. 候補者は、次の要領で立候補または推薦のあった正会員とする。
 - (1) 会長予定者及び副会長予定者の候補者：正会員の推薦人3名の承諾を得て、候補者の抱負をもって選挙管理委員会に立候補を届け出た者。
 - (2) 会長予定者及び副会長予定者を除く理事予定者の候補者：正会員の推薦人3名の承諾を得て、候補者の抱負をもって選挙管理委員会に立候補を届け出た者、あるいは、推薦代表人が、理事予定者候補者本人の承諾及び正会員の推薦人3名の承諾を得て、推薦文をもって選挙管理委員会に届け出た者。
 - (3) 監事予定者の候補者：推薦代表人が、監事予定者候補者本人の承諾及び正会員の推薦人3名の承諾を得て、推薦文をもって選挙管理委員会に届け出た者。

なお、いずれの場合においても、候補者及び推薦人は、役員予定者立候補書類・推薦書類作成システムを利用して、立候補書類または推薦書類を作成する必要があり、提出する書類には、推薦人（推薦代表人を含む）及び候補者自身による署名・捺印が必要になる。システムは、経営情報学会ホームページのトップページに表示する代議員及び役員予定者選挙のリンクからアクセスできるページより、会員番号及びパスワードを利用してログインすることで利用できる。また、候補者及び推薦人全員は、選挙管理委員会の受理時点において、2016年度までの学会費を納入済みでなければならない。さらに、候補者は、他の候補者を推薦してはならず、また、推薦人は複数の候補者を推薦してはならない。

立候補の場合には立候補者本人が、推薦の場合には推薦代表人が作成し、署名・捺印を施した書類を、「3」に示す選挙日程に示す期限までに、下記学会事務局に配達記録の確認ができる方法にて送付する。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 一般社団法人経営情報学会事務局

3. 選挙日程は次の通りである。

2016年12月8日～2017年1月16日	候補者立候補書類・推薦書類受付（当日必着）
2017年2月7日～2017年2月27日	投票期間（最終日は23:59まで）
4. 候補者が上記「1」に示した定数の上限を超えた場合に投票を行う。その定数の上限を超えない場合、会長予定者及び副会長予定者については信任投票を行い、会長予定者及び副会長予定者を除く理事予定者及び監事予定者については投票を行わず各候補者を当選とする。
5. 上記「4」に示す投票は、「3」の日程により、電子投票システムにより実施する。

なお、役員予定者の選出方法については、一般社団法人経営情報学会ホームページの定款及び役員予定者選出規程を参照のこと。

以上